

議案第 5 6 号

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市下水道条例（平成 1 7 年条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（下水道排水設備指定工事店の指定）</p> <p>第 6 条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（下水道排水設備指定工事店の指定）</p> <p>第 6 条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害時等において、他の市町村長が指定した指定工事店による排水設備等の工事の実施を可能にすることで、早期復旧及び被災地における排水設備等工事の円滑な実施を図るため。

